

東日本大震災からの復興の基本方針

平成 23 年 7 月 29 日
東日本大震災復興対策本部

1 基本的考え方

今回の東日本大震災は、死者約 16,000 人（7 月 28 日現在）、行方不明者約 5,000 人（7 月 28 日現在）、避難者等の数は依然約 92,000 人（7 月 14 日現在）に及ぶなど、被害が甚大で、被災地域が広範にわたるなど極めて大規模なものであるとともに、地震、津波、原子力発電施設の事故による複合的なものであり、かつ、震災の影響が広く全国に及んでいるという点において、正に未曾有の国難である。

国は、このような認識の下、被災地域における社会経済の再生及び生活の再建と活力ある日本の再生のため、国の総力を挙げて、東日本大震災からの復旧、そして将来を見据えた復興へと取組みを進めていかなければならない。

なお、未だ多数の方々が避難所生活など困難な生活を余儀なくされており、国は、地方公共団体、民間等とも連携し、仮設住宅の建設等により早急に、避難所を解消するとともに、仮設住宅における生活環境の改善、災害廃棄物の処理、ライフライン、交通網、農地・漁港等の基盤等の復旧を急ぐ。

(i) 本方針は、東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）第 3 条等に基づく、東日本大震災からの復興に向けた国による復興のための取組みの基本方針であり、また、被災した地方公共団体による復興計画等の作成に資するため、国による復興のための取組みの全体像を明らかにするものである。

(ii) 東日本大震災からの復興を担う行政主体は、住民に最も身近で、地域の特性を理解している市町村が基本となるものとする。

国は、復興の基本方針を示しつつ、市町村が能力を最大限発揮できるよう、現場の意向を踏まえ、財政、人材、ノウハウ等の面から必要な制度設計や支援を責任を持って実施するものとする。

県は、被災地域の復興に当たって、広域的な施策を実施するとともに、市町村の実態を踏まえ、市町村に関する連絡調整や市町村の行政機能の補完等の役割を担うものとする。

(iii) 東日本大震災からの復興は、東日本大震災復興基本法第 2 条の「基本理念」、さらには東日本大震災復興構想会議が定めた「復興構想 7 原則」にのっとり、推進するものとする。また、推進に当たっては、被災者に対し、正確かつ迅速な支援情報を提供するものとする。

(iv) 被災地の復興に当たっては、被災しても人命が失われないことを最重視し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方にに基づき、災害に強い地域づくりを推進する。

(v) 被災地域の復興は、活力ある日本の再生の先導的役割を担うものであり、また、日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はないとの認識を共有する。特に東北の復興に当たっては、東北地方の有する多様性や潜在力を最大限活かし、一体となって取り組むことにより、新しい東北の姿を創出する。

(vi) 震災等で大きく疲弊した東北地方の地域経済を再生するため、この基本方針に規定する取組みを実施するとともに、東北の新時代を実現すべく新たな投資や企業の進出を力強く支援する。

(vii) 特に、原子力災害からの復興については、国全体としての強い危機意識を共有し、本方針において復旧・復興のための当面の取組みを定めるとともに、これに限ることなく、長期的視点から、国が継続して、責任を持って再生・復興に取り組む。

(viii) 東日本大震災からの復興のために真に必要なかつ有効な施策を実施することとし、事業の立案段階から、効率性、透明性、優先度等の観点から、適切な評価を行うものとする。このため、「東日本大震災復興関連事業の精査について」（平成 23 年 7 月 21 日行政刷新会議決定）に基づき、各府省は必要な取組みを行う。

(ix) 男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。あわせて、子ども・障害者等あらゆる人々が住みやすい共生社会を実現する。

(x) 復興に当たっては、国際社会との絆を強化し、諸外国の様々な活力を取り込みながら、内向きでない世界に開かれた復興を目指す。

2 復興期間

被災各県の計画を踏まえ、阪神・淡路大震災の例も参考としつつ、復興期間は10年間とし、被災地の一刻も早い復旧・復興を目指す観点から、復興需要が高まる当初の5年間で「集中復興期間」と位置付ける。また、一定期間経過後に事業の進捗等を踏まえて復旧・復興事業の規模の見込みと財源について見直しを行い、集中復興期間後の施策の在り方も定めることとする。なお、福島における原発事故から深刻な影響を受けた地域への対応については、原子力損害賠償法、原子力損害賠償支援機構法案の執行状況等を踏まえつつ、事故や復旧の状況に応じ、所要の見直しを行うこととする。

3 実施する施策

国は、国家的な危機である東日本大震災を乗り越えて復興を実現し、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会を構築するため、被災者及び被災した地方公共団体の意向等を踏まえつつ、各府省一体となって、以下の施策を実施する。

- (イ) 被災地域の復旧・復興及び被災者の暮らしの再生のための施策
- (ロ) 被災者の避難先となっている地域や震災による著しい悪影響が社会経済に及んでいる地域など、被災地域と密接に関連する地域において、被災地域の復旧・復興のために一体不可分のものとして緊急に実施すべき施策
- (ハ) 上記と同様の施策のうち、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための施策

4 あらゆる力を合わせた復興支援

未曾有の被害をもたらした東日本大震災からの復興に当たっては、被災地域のそれぞれの個性に着目して、地域の資源を活かした地域・コミュニティ主体の復興を基本とするとともに、被災者、被災地の住民のみならず、今を生きる国民全体が相互扶助と連携の下でそれぞれの役割を担っていくことが必要不可欠である。

国は、平時とは異なる復興の局面に際して、既存の行政制度等の弊害を取り除き、被災した地方公共団体による取組みを、総力を挙げて支援するとともに、被災しなかった地方公共団体、民間の力も十分に活用し、活力ある日本の再生を目指した抜本的な対策を講じていくこととする。

(1) 国の総力を挙げた取組み

国は、被災した地方公共団体が行う復興の取組みを、あらゆる施策を用いて支援する。

既存の制度を見直し、行政手続に係る負担の軽減を図るほか、財政支援、ノウハウや人材の面からの協力など、各府省の総力を挙げて、復興を幅広く、かつ、深く支援する。特に、市町村の行政手続の負担の軽減、財政支援は極めて重要な課題であることから、以下の仕組みを新設する。

また、施策を進めるに当たっては、被災した地方公共団体との協議の場を設定することなどにより、地方の意見を適時に反映して柔軟に対応する。

①「復興特区制度」の創設

地域が主体となった復興を強力に支援するため、オーダーメードで地域における創意工夫を活かし、旧来の発想にとらわれず、区域限定で思い切った規制・制度の特例や経済的支援などの被災地からの提案を一元的かつ迅速に実現する復興特区制度を創設する。

具体的には、被災地域の要望を踏まえ、土地利用再編手続きの一元化、迅速化等の規制、手続等の特例措置を講ずるとともに、必要となる税・財政・金融上の支援を検討する。また、地域の復興計画づくりの進捗等に応じて、国と被災した地方公共団体が協議し、必要となる特例等を迅速に措置していく仕組みを導入する。

②使い勝手のよい交付金等

- (i) 地方公共団体が、自ら策定する復興プランの下、復興に必要な各種施策を展開できる、使い勝手のよい自由度の高い交付金を創設する。具体的には、復興に必要な補助事業（市街地・農漁村整備、道路、学校等）を幅広く一括化するとともに、地方公共団体の負担の軽減を図りつつ、対象の自由度の向上や執行の弾力化、手続きの簡素化等を可能な限り進め、復興プランの評価・公表等を通じて効率性や透明性を確保しつつ、地方公共団体主体の復興を支援する。

- (ii) 地域において、基金設置等により、制度の隙間を埋めて必要な事業の柔軟な実施が可能となる資金を確保できるよう、必要な支援を実施する。

(2) 民間の力による復興

東日本大震災からの復興に当たっては、公的主体が全力で取り組むことはもとより、復興の担い手、資金等の観点から、「新しい公共」等の民間の力が最大限に発揮されるよう支援を行う。

具体的には、民間の資金・ノウハウを活用したファンドや官民連携（PPP）、PFIや土地信託手法による復興の促進、就学支援事業等に対する民間や個人からの自発的な資金援助の積極的活用等を図る。また、まちづくりプランナー等の専門家を効果的に活用するとともに、NPOやボランティア、さらには地域コミュニティを支えてきた消防団や民生委員などの「新しい公共」による復興のための活動を促進する。

③ 事業規模と財源確保

① 事業規模

平成27年度末までの5年間の「集中復興期間」に実施すると見込まれる施策・事業（平成23年度第1次補正予算等及び第2次補正予算を含む）の事業規模については、国・地方（公費分）合わせて、少なくとも19兆円程度と見込まれる。また、10年間の復旧・復興対策の規模（国・地方の公費分）については、少なくとも23兆円程度と見込まれる。

なお、この規模の見込みには、原則として、原子力損害賠償法、原子力損害賠償支援機構法案に基づき事業者が負担すべき経費は含まれていない。

② 財源確保に係る基本的考え方

復旧・復興のための財源については、次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合うことを基本とする。

③ 「集中復興期間」中の復旧・復興事業に充てる財源確保の方法

5年間の「集中復興期間」中の復旧・復興事業に充てる財源は、平成23年度第1次補正予算等及び第2次補正予算における財源に加え、歳出の削減、国有財産売却のほか、特別会計、公務員人件費等の見直しや更なる税外収入の確保及び時限的な税制措置により13兆円程度を確保する。

税制措置は、基幹税などを多角的に検討する。また、与野党間の協議において、平成23年度税制改正事項について合意が図られる際には、改正事項による増収分を復旧・復興財源に充てることも検討する。

④ 復旧・復興事業に充てる財源確保の道筋とその使途の明確化

先行する復旧・復興需要を賄う一時的なつなぎとして発行する復興債については、その発行のあり方について十分検討するとともに、従来の国債とは区分して管理する。その償還期間は、集中復興期間及び復興期間を踏まえ、今後検討する。

時限的な税制措置は、償還期間中に行い、その税収は、全て復興債の償還を含む復旧・復興費用に充て、他の経費には充てないことを明確化するため、他の歳入とは区分して管理することとする。

⑤ 今後の進め方

上記に基づき、平成23年度第3次補正予算の編成にあわせ復興債の発行及び税制措置の法案を策定し国会に提出することとする。

また、税制措置の具体的な内容については、8月以降、本基本方針を踏まえ、税制調査会において検討し、具体的な税目、年度毎の規模等を組み合わせた複数の選択肢を東日本大震災復興対策本部に報告した上で、政府・与党において改めて検討を行い、同本部において決定する。この本部における決定にあたっては、平成23年度税制改正と併せて与野党間の協議を呼びかけ、合意を目指す。

（注）上記の税制調査会における検討に当たっては、歳出削減及び税外収入の増収により確保される財源を3兆円程度と仮置きして進める。

⑥ 地方の復興財源の確保

今後の復旧・復興に当たっては、国費による措置を講じてもなお、地方負担が地方債の償還や地域の実情に応じた事業を含めて生じることを踏まえ、上記のとおり国・地方（公費分）合わせて少なくとも19兆円規模の施策・事業に充てる財源を確保するとともに、あわせて、地方負担分について地方交付税の加算を行う等により確実に地方の復興財源の手当てを行う。

5 復興施策

国は、二度と再び今回のような惨禍を招かず、いかなる立場の人でも安全で安心に暮らしていくことができる強固な地域づくりを進めるとともに、今般の大震災によって我が国社会経済や産業が受けた影響を克服し、被災地域の住民に未来への明るい希望と勇気を与えるとともに、国民全体が共有でき、豊かで活力ある日本全体の再生を実現するよう、各府省一体となって、以下に掲げる復興施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

その際、各府省は、被災した地方公共団体の意向等を踏まえつつ、所管する復興施策についての当面の事業計画や業務の工程表を、可能な限り速やかに策定し、公表する。また、各府省は、事業の進捗にあわせて、これらの改定を適時に行い、公表するとともに、被災した地方公共団体の求めに応じて各府省担当者による横断的な支援を行う。

東日本大震災復興対策本部は、各府省が公表したものについて、被災者及び被災した地方公共団体が一覧することができるよう、必要な調整及び取りまとめを行う。

(1) 災害に強い地域づくり

①高齢化や人口減少等に対応した新しい地域づくり

(i) 復興に当たっては、高齢化や人口減少等の経済社会の構造変化を見据え、変化する宅地需要に段階的に対応するとともに、選択と集中の考え方で必要なインフラの整備に重点化を図るなど、地域づくり、インフラ整備を効率的に推進する。

(ii) 高齢者や子ども、女性、障害者などに配慮したコンパクトで公共交通を活用したまちづくりを進める。また、暮らしやすさや防犯、景観、再生可能エネルギー・省エネルギー、環境・リサイクル、安心・安全等に配慮したまちづくり、地域資源の活用と域内循環により地域の自給力と創富力を高める取組みなど、東北の地が新しい地域づくりの具体的なモデルとなるよう、地域主体の取組みを支援する。

また、このような地域主体の取組みに対する支援の実績を踏まえ、地域再生制度の見直しを行う。

②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員

(i) 津波災害に対しては、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方に基づき、「逃げる」ことを前提とした地域づくりを基本に、地域ごとの特性を踏まえ、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災まちづくり」を推進する。

(ii) 具体的には、今回のような大規模な津波リスクを考慮に入れ、例えば、①平地に都市機能が存在し、ほとんどが被災した地域、②平地の市街地が被災し、高台の市街地は被災を免れた地域、③斜面が海岸に迫り、平地の少ない市街地及び集落、④海岸平野部といった地域の状況に応じて、地盤沈下等の現況も踏

まえつつ、以下のハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ実施する。

(イ) 海岸・河川堤防等の復旧・整備、水門・樋管等の防災・排水施設の機能強化

(ロ) 想定浸水区域等の設定、ハザードマップの作成、避難計画の策定、避難訓練の実施等の警戒避難体制の確立

(ハ) 中高層の避難建築物の整備、避難場所の確保、避難ビル・避難路・防災拠点施設の整備・機能向上

(ニ) 二線堤の機能を有する道路、鉄道等の活用

(ホ) 被災時における支援活動に不可欠な幹線交通網へのアクセス確保

(ヘ) 被災都市の中核機能の復興のための市街地の整備・集団移転

(ト) 土地利用規制・建築規制等の柔軟な適用

(チ) 災害対応に不可欠な無線の高度化 等

また、大津波に際して、粘り強い防波堤・防潮堤等とするための技術的整理を行う。

(iii) 地域の実情に即して多様な用途の立地が可能となるよう、土地の買い上げ等も可能な「防災集団移転促進事業」を総合的に再検討する。

(iv) 大規模盛土造成地が崩れた地区や液状化被害が生じた地区について、所有者個人の支援策の拡充措置を周知・適用する。また、液状化について、負担の軽減にも資するよう、その発生メカニズムを研究し、より安全にかつ低コストで行える液状化対策の技術開発を進め、公共インフラにおける再発防止を図るとともに、道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な再発防止策を検討する。

(v) 沿岸部の復興に当たり防災林も活用する。

(vi) 速やかな復興を支えるため、埋蔵文化財の迅速な調査が可能となるよう、弾力的な措置を講ずるとともに、体制の整備を行う。

③土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組み等

(i) 津波による被害等からの復興のため、一体となった土地利用再編が必要な地域において、土地利用の調整を迅速に行うため、都市計画法、農業振興地域整備法、森林法等に係る各種手続を、一つの計画の下で、ワンストップで処理する特例措置を検討する。また、同様の趣旨から、地域における文化財の役割に

留意しつつ、文化財保護法の弾力的運用についても検討する。

(ii) 地域産業の早期再建を支援するため、先行的に建築や開発を誘導・促進するエリアを市町村等が明確化し、民間の復興活動の円滑化・促進を図れるよう、土地利用調整のためのガイドラインの周知等を推進する。

(iii) 住宅地から農地への転換を含め、住宅地・農地等の一体的な整備のための事業を検討する。

(iv) 権利者の所在や境界等が不明な土地について、地方公共団体による一時的な土地の管理を可能にする措置を講じるなど、土地の適正な利用を図るとともに、土地の境界の明確化を推進する。

また、土地利用の再編等を速やかに実現するためには、土地・建物の権利関係を早期に明確化することが不可欠であることから、登記所備付地図の修正や登記事務等を適正・迅速に実施する。

(v) 被災地の復興の支障にならないよう、投機的な土地取得等を防止するため、土地取引の監視のために必要な措置を講じる。

④被災者の居住の安定確保

(i) 地域全体のまちづくりを進める中で、職業の継続・確保、高齢者等の生活機能の確保に配慮しつつ、恒久的な住まいを着実に確保できるよう支援する。

(ii) 既存住宅ローンを有する被災者については、ローンの返済条件の見直し、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用支援等を進め、住宅を新規に取得する被災者については、低利の災害復興住宅融資を供給する。

(iii) 自力での住宅再建・取得が困難な被災者については、低廉な家賃の災害公営住宅等の制度の改善・活用等を行い、その供給を促進する。また、一定の条件の下で災害公営住宅の入居者への売却を円滑に進めるとともに、敷地については、売却と借地の選択肢を用意。これらによって、ニーズに応じた多段階な支援を実施する。

(iv) 高齢者を始めとして入居者が、見守りサービスなどを身近で手に入れられ、生活が成り立つよう、コミュニティ機能、高齢者等へのサービス機能等と一体

となった住宅等の整備を進める。

(v) また、災害公営住宅等については、津波の危険性がない地域にあつては、木造での整備を促進することとし、認証材等の活用や効率的な調達を進めるとともに、平地にあつては、津波からの避難機能を果たせるようにする。不良住宅が密集する地区については、被災地域の復興計画等に基づき、再建住宅等のための土地整備等を実施する。

(vi) 仮設住宅の居住環境を中心とした居住者の状況を踏まえた課題の把握、必要に応じた講ずべき対応等を検討する。

⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等

(i) 被災した市町村の復興計画の円滑な策定を支援するため、被災市町村の要請に応じて、「津波被災市街地復興手法検討調査」等により、関係府省が連携して現地の状況把握や復興手法等の整理を行い、被災市町村に提供する。また、「津波浸水シミュレーションの手引き」等の活用により、被災地域における復旧・復興計画を支援する。

(ii) 被災地に居住しながら、被災者の見守りやケア、集落での地域おこし活動に幅広く従事する復興支援員の配置等及びまちづくり等に関する各種専門職の被災地への派遣や人材の確保・データベース化を進める。各種専門家の派遣やデータベース化等に当たっては、女性の参画に配慮するとともに、被災した地方自治体から見て、ワンストップの対応が可能となるようにする。また、被災自治体のニーズに応じた自治体職員の派遣についても、引き続き支援していく。

(iii) 官民一体となって震災復興に取り組むため、公的機関の活用や公的資金の投入だけでなく、民間の資金、経営能力、技術的能力の活用や土地信託手法、官民連携（PPP）、PFI手法の活用や、NPO、地元企業、まちづくり会社、地縁組織等の多様な主体が主導する「新しい公共」による被災地域の復興についても促進する。

(iv) まちづくりにおいて、協議会等の構成が適正に行われるなど、女性、子ども・若者、高齢者、障害者、外国人等の意見が反映しやすい環境整備に努める。

(v) 市町村の復興の段階では新しいまちづくりと併せ、市町村の復興の司令塔と

なる市町村庁舎の機能の本格的な復旧の円滑な推進を図る。

(2) 地域における暮らしの再生

①地域の支え合い

- (i) 少子高齢化社会のモデルとして、新しい形の地域の支え合いを基盤に、いつまでも安心してコミュニティで暮らしていけるよう保健・医療、介護・福祉、住まい等のサービスを一体的、継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、地域の利便性や防災性を考慮しつつ、被災地のニーズを踏まえ基盤整備を支援する。その際には、高齢者、子ども、女性、障害者等に配慮し、地域全体のまちづくりを進める中で、被災市町村の特性を踏まえ、安全な場所に集約化を進める。

また、これにより整備される相談・支援等のサービスを包括的に提供する地域拠点を、コンパクトなまちづくりの中の交流拠点として位置づけるなど、地域コミュニティの再構築につながるよう留意する。

なお、施設整備の際には、地域の林業の活性化のために地域材を利用するよう努めるなど、地域社会・地域産業の振興につながるような配慮を徹底して行う。

- (ii) 患者の状態に応じて切れ目なく効率的にサービスを提供するため、急性期から慢性期に至るまでの医療機関の機能分化と医療機能の集約・連携等により、平均在院日数の減少と在宅医療・介護への移行につながる地域医療提供体制の再構築を推進する。
- (iii) 被災者が安心して保健・医療（心のケアを含む。）、介護・福祉・生活支援サービスを受けられるよう、施設等の復旧のほか、専門人材の確保、医療・介護間の連携の推進、カルテ等の診療情報の共有化など、情報通信技術の活用を含めた環境整備を進める。また、「地域包括ケア」の体制整備や地域医療提供体制の再構築の際には、民間が医療・介護機関と連携して行うサービス提供も活用する。
- (iv) 地域において「絆やつながり」を持ち続けることができるよう、仮設住宅等における生活環境も含め、住民ニーズの把握、必要に応じたパーソナルサポート的な支援の導入、見守り等の支援体制の構築など、地域支援の仕組みによる社会的包摂を進めるための市町村の取組みを支援する。

また、被災地や避難先における、不安や偏見等に基づく多様な人権問題に対し適切に対処するとともに、その発生を防止する取組を行い、被災者の孤立を防止する。このほか女性の悩み相談を実施する。

さらに、被災地や避難先において被災者の治安に対する不安の解消や犯罪の抑止・検挙に向けた取組みを推進する。被災地域における再犯防止に向けた取組みとして、保護観察処遇等の体制を再構築するとともに、就労支援対策を充実・強化し、かつ、復興に向けた労働需要の高まりに対応した刑務作業・職業補導を実施する。

加えて、生活再建に伴う消費生活相談に対応するため、被災した地方公共団体へ消費者問題等の専門家を派遣する。

- (v) 子ども・子育て支援については、関係者の意向を踏まえ、幼保一体化をはじめ、子どもと子育て家庭に良質な成育環境を保障するための先駆的な取組みに対する支援を行うことにより、子どもの育ちと子育てを皆で支える新たな絆の仕組みを構築する。

こうした考え方にに基づき、関係施設の複合化、多機能化を含めた施設の復旧を進め、また、両親が死亡・行方不明の場合に里親制度を活用するほか、被災したすべての子どもや子育て世帯について、児童福祉に関わる専門職種の者による相談・援助等の支援、母子家庭に対する貸付等の経済的支援など長期的視点に立った支援を行うとともに、被災した青少年からの心理相談をはじめとする相談体制の充実、心のケアの支援体制の構築を行う。

- (vi) 高齢化や職業構造の多様化が進む中で、被災地におけるニーズへの対応や雇用の確保・創出の観点から、個人事業者の育成・事業承継、地域の実情に即したコミュニティ再建なども目指すべきである。

②雇用対策

- (i) 被災地におけるきめ細やかな雇用対策の実施により、仕事を通じて被災者の生活の安定を図り、被災地の復興を支えることが重要である。このため、復旧・復興事業等による確実な雇用創出、被災した方々の新たな就職に向けた支援、雇用の維持・生活の安定を政府を挙げて進める「日本はひとつ」しごとプロジェクトを推進する。

また、新たな雇用機会創出のため、雇用創出基金を活用するとともに、被災地域の本格的な雇用復興を図るため、産業政策と一体となった雇用面での支援を実施する。

さらに、雇用対策をより効果的なものとするとともに、復旧・復興事業における適正な労働条件の確保や労働災害の防止等のため、被災地域におけるハローワーク等の機能・体制の強化等を行う。

- (ii) 被災地域における人口減少・少子高齢化に対応するため、第一次産業等の生涯現役で年齢にかかわらず働き続けられる雇用や就労のシステムを活用した全員参加型・世代継承型の先導的な雇用復興、兼業による安定的な就労を通じた所得機会の確保等を支援する。若者・女性・高齢者・障害者を含む雇用機会を被災地域で確保する。
- (iii) 女性の起業活動等の取組みを支援するため、被災地におけるコミュニティビジネスの立ち上げの支援、農山漁村女性に対する食品加工や都市と農山漁村の交流ビジネス等の起業化の相談活動、経営ノウハウ習得のための研修等の取組みを支援する。
- (iv) 被災地の人口構造や職業構造の特性に留意し、個人事業者や商店等の復興による雇用を目指す。

③教育の振興

- (i) 避難場所として災害時の拠点となる学校等について、減災の考え方にに基づき、各種施設の整備等のハード面と教職員の役割等のソフト面から、防災機能を強化する。その際、被災地域の実情を踏まえ、子ども達の安全・安心を確保するための学校等の立地や福祉施設・社会教育施設等との一体的整備を検討する。
また、被害の大きい幼稚園や保育所の再建を支援するとともに、関係者の意向を踏まえ、幼保一体化施設（認定こども園）としての再開を支援する。
- (ii) 今回の震災で親や身内が被災したことにより、経済的に大きな損失を被った子どもや若者達に、被災地のニーズや実情を踏まえた通学費、学用品費、給食費など就学援助や奨学金、授業料免除等の多様な手厚い就学支援を引き続き実施する。また、厳しい就業環境が予想される被災地の学生・生徒に対する就職支援の強化を図る。
- (iii) 地域との連携を深めながら、被災地における教育を適切かつ円滑に実施することができるよう、先駆的な教育モデルも視野に入れ、被災した子ども達等の心のケアや健康相談、学習をきめ細かく支援するため、教職員配置の特例的な

措置を講ずるとともに、切れ目ないスクールカウンセラー等の派遣を実施する。また、障害のある子どもの学習を支援するため、外部専門家を活用する。

- (iv) コーディネーターを活用して、地域のネットワークづくりの支援等を行うことにより、地域住民がともに学び、一体となって、主体的に地域の課題に取り組んだり、地域コミュニティの拠点としての学校づくりに参画したり、放課後等の子どもの学びや高齢者等の生活を支えたりすることができるようにする。

④復興を支える人材の育成

- (i) 被災地における当面の復旧事業に係る人材のニーズや、震災後の産業構造を踏まえ、介護や環境・エネルギー、観光分野等の成長分野における職業訓練の実施や、訓練定員の拡充、産業創出を担う人材の育成等を行う。
- (ii) 被災地において、グローバル化や産業の高度化など、地域社会・地元産業のニーズに応え、我が国の復興を牽引する人材を育成するため、大学改革を進めるとともに、大学、高等専門学校、専門学校、高等学校等における先進的な教育の実施や産学官連携の取組みを支援する。
- (iii) 被災地における地域産業の高度化や新産業分野での専門的人材育成に資する実践的なキャリア・アップの仕組みや育成プログラムの整備等を推進する。

⑤文化・スポーツの振興

- (i) 「地域のたから」である文化財や歴史資料の修理・修復を進めるとともに、伝統行事や方言の再興等を支援する。また、被災した博物館・美術館・図書館等の再建を支援する。
- (ii) 地域を元気づける文化芸術活動に対する支援を行うとともに、芸術祭・音楽祭等のイベントの開催を支援する。
- (iii) 地域におけるスポーツ活動を促進するとともに、国際競技大会の招致・開催を推進する。

(3) 地域経済活動の再生

①企業、産業・技術等

- (i) 震災の復興過程で事業を再開・継続する企業は、借入依存度を高め、資本が毀損している可能性があることから、これに対する対応策を講じる。

具体的には、民間出資を促進し民間の資金・ノウハウを活用する出資や民間金融機関からの融資を促進する形の資本性の長期融資などの支援策を実施する。また、企業の事業継続のため、企業に対する資金繰り支援等を実施する。

- (ii) 震災を契機に、生産拠点を日本から海外に移転するなど、産業の空洞化が加速するおそれがあることに鑑み、企業の我が国における立地環境を改善するため、供給網（サプライチェーン）の中核分野となる代替が効かない部品・素材分野と我が国の将来の雇用を支える高付加価値の成長分野における生産拠点・研究開発拠点に対し、国内立地補助を措置する。

また、空洞化対策として、資源の安定供給確保などを引き続き実施する。具体的には、レアアース等の調達制約に起因する、生産拠点の海外移転を防止する観点から、探査、開発、権益の確保及び代替材料開発を促進する。さらに、電力の安定供給確保のため、火力発電用の天然ガス権益の確保を進める。

さらに、平成23年度税制改正法案に盛り込まれた、国税と地方税を合わせた法人実効税率の5%引下げについては、与野党間での協議を経て、その実施を確保する。

これらにより、東アジア等における企業立地競争が激化する中、国としての取組みを強化する。

- (iii) 被災地域の企業に経済効果が及ぶインフラ・システムの輸出促進を推進する。

また、風評被害の払拭や日本ブランドの信頼性を回復するため、国内外向けの製品販売及びその物流円滑化のための放射線量測定を支援するとともに、製品・産品の販路開拓事業を実施する。

- (iv) 被災地域の大学・大学病院・高等専門学校・専門学校・公的研究機関、産業の知見や強みを最大限活用し、知と技術革新（イノベーション）の拠点機能を形成することにより、産業集積、新産業の創出及び雇用創出等の取組みを促進する。このため、研究基盤の早期回復・相互補完機能を含めた強化や共同研究開発の推進等を図るとともに、産学官連携の下、中長期的・継続的・弾力的な支援スキームによって、復興を支える技術革新を促進する。また、大学等における復興のためのセンター的機能を整備する。さらに、海外企業等との連携下での産学官による新産業創出の拠点整備等を行う。

<拠点機能形成の具体例>

- (イ) 震災により激変した海洋生態系を解明し、漁場を復興させるほか、関連産業の創出にも役立たせるため、大学、研究機関、民間企業等によるネットワークを形成

- (ロ) 世界最先端の技術を活用した事業を興すため、東北の大学や製造業が強みを有する材料開発、光、ナノテク、情報通信技術分野等における産学官の協働の推進

- (ハ) 医療の再生と医療機関の復旧に併せて、高度医療機関と地域の医療機関の連携・協力を確保した上で、情報セキュリティに配慮しつつ、医療・健康情報の電子化・ネットワーク化を推進するとともに、例えば東北大学を中心としたメディカル・メガバンク構想等を踏まえ、大学病院を核とする医療人材システムや次世代医療システムの構築及び創薬・橋渡し研究の実施

- (ニ) 製造業の技術やノウハウ等を活用した先端的な農工商連携の推進

②中小企業

- (i) 中小企業支援について、地域の産業・雇用の回復の観点から、資金繰り支援、事業用施設の復旧・整備支援について、ニーズを踏まえつつ十分な規模を確保する。

- (ii) 国内外の販路拡大など新たな事業機会の拡大等を図ることにより、厳しい経済環境の中で生き残りを目指す中小企業の戦略的経営力を強化する。このため、輸出などの海外展開の促進、M&Aなどによる経営資源の統合強化を図るとともに、経営支援・人材確保・技術力強化策を充実する。

- (iii) 被災地において面的に金融仲介機能を維持・強化するとともに、預金者に安心を与えるため、国が資本参加を行う金融機能強化法の震災特例について、金融機関による積極的な活用の検討を促すとともに、申請があった場合には適切に対応する。

③農業

- (i) 農林水産業は、東北地方の基幹産業であり、地域の雇用や暮らしなどの面で大きな役割を果たしている。

このような1次産業の地域経済・社会における重要性を踏まえ、新たな土地利用調整制度等を活用して、被災地の農林水産業の復興を図り、日本全国のモデルとなるよう取組みを進め、東北を新たな食料供給基地として再生する。

(ii) 復旧の第一歩として、被災した農地のがれき除去や除塩等を行う。その際、被災の程度に応じた農地の復旧可能性の図面を8月までに作成し、営農再開に向けた道筋を示しながら、農地や農業用施設等の着実な復旧を図る。

これと並行して、農業者による経営再開に向けた復旧に係る共同作業を支援するとともに、農業経営再建のための必要な資金調達の円滑化を図り、被災地でもう一度農業を営むことができるよう経営再開まで切れ目のない支援を行う。

さらに、農業を営むために欠かせない農地や水利施設等の保全管理に対する支援を充実することにより、速やかな農業生産基盤の復旧を図り、農業復興に向けた基礎づくりを行う。

(iii) 復興に向けては、集落を基礎とするコミュニティでの徹底した議論と集落内での役割分担の明確化や土地利用の再編を通じて、将来の農業の担い手を創出するとともに、次の3つの戦略を組み合わせることで、地域の特性に応じた将来像を描き、力強い農業構造の実現を支援していく。

(イ) 高付加価値化戦略

加工・販売等に取り組む農業者に対する資本強化策の構築やマーケティング等の専門的アドバイスを行うための体制整備等により6次産業化を推進するとともに、被災地のブランドの再生や環境保全型農業の取組等を進める。

(ロ) 低コスト化戦略

土地利用調整や集落での話し合いを通じて、農地の大区画化と利用集積を図るとともに、被災地のニーズに応じて、例えば、集落の移転先における基盤整備や移転跡地の農地等整備を一体的に実施することなどにより、コスト競争力のある農業を実現する。

(ハ) 農業経営の多角化戦略

農業生産だけでなく、復興ツーリズムの推進や再生可能エネルギーの導入、福祉との連携といった様々な取組みを組み合わせ、これに高齢者や女性等も参画することにより、地域の所得と雇用を創出していく。

(iv) 先端的な農業技術を駆使した大規模農業の実証研究や高齢者等による高品質な農産物生産を容易にするAI（アグリインフォマティクス）システムの開発を実施することにより、新たな農業を提案する。

(v) 被災地域の農業者・漁業者の経営再開・再建への的確な支援に向けた、農漁協等の金融機能の維持・強化とともに、貯金者に安心感を与えるため、信用事業再編強化法について、農漁協系統金融機関による積極的な活用を検討を促すとともに、申請があった場合には適切に対応する。

(vi) 飼料の流通等の取組みの面で、東北地方は地域間の結びつきが強いことから、被災地の復興を早める観点から、地域間の連携・交流の取組を進める。

(vii) 国民全体の分かち合いにより復興を進める観点から、被災地産農林水産物の消費拡大に取り組む。

今回の震災・原発事故の被害を受けた被災地をはじめとした我が国の農林水産物等の紹介等を行い、我が国の農林水産物の信認回復と日本ブランドの再構築を図る。

④ 林業

(i) 林業・木材産業の復興に当たっては、自立した地域の基幹産業として再生する。森林施業の集約化や路網整備を進め持続可能な森林経営の確立を図るとともに、被災した製材・合板製造工場等の再生をはじめ、効率的な木材の加工流通体制の構築を進め、住宅や公共建築物への地域材利用を積極的に推進する。

(ii) 木質系震災廃棄物を活用した先導的なモデルとして、復興住宅や公共建築物、漁協等の共同利用施設、園芸施設等への熱電供給を推進するとともに、将来的には、未利用間伐材等の木質資源によるエネルギー供給に移行することで、環境負荷の少ない木質バイオマスを中心とした持続可能な林業経営・エネルギー供給体制を構築する。

⑤ 水産業

(i) 漁船、漁具、養殖施設の復旧、冷凍冷蔵施設等共同利用施設の整備、被災漁業者等によるがれきの撤去の取組みに対する支援などにより、漁業経営再開、地域水産業の復旧のための支援を実施する。

(ii) さけ・ます等の種苗生産体制の再構築や藻場・干潟等の整備、科学的知見も活かした漁場環境の把握、適切な資源管理等により漁場・資源の回復を図る。

また、例えば、養殖業は生産開始から収入を得られるまでに一定期間が必要である等、個々の漁業の特性にきめ細かく対応しながら、安定した漁業経営の

実現に向け、漁船・船団の近代化・合理化の促進、経営の共同化や生産活動の協業化を進め、漁業の体質強化を図る。

(iii) 水産加工・流通業は、例えば牡蠣等の生産者と連携した新たな商品開発を行うといった6次産業化の取組みも視野に、漁業生産と一体的な復興を推進する。さらに、造船業などの関連産業の復興を支援する。

(iv) 漁港については、拠点漁港の流通機能等の高度化、漁港間での機能集約と役割分担の取組みを図りつつ、地域一体として必要な機能を早期に確保する。

全国的な水産物の生産・流通の拠点となる漁港については、流通・加工機能の強化等を推進する。

地域水産物の生産・流通の拠点となる漁港については、周辺漁港の機能の一部を補充することに留意しつつ、市場施設や増養殖関連施設等の集約・強化等を推進する。

その他の漁港については、漁船の係留場所の確保など必要性の高い機能から事業を実施する。

(v) 地域の理解を基礎としつつ、漁業者が主体的に技術・ノウハウや資本を有する企業と連携できるよう仲介・マッチングを進めるとともに、必要な地域では、地元漁業者が主体の法人が漁協に劣後しないで漁業権を取得できる特区制度を創設する。

⑥観光

(i) 農林水産業と並ぶ主要産業である観光業について、風評被害防止のための情報発信や観光キャンペーンの強化、外国人観光客の受入環境の整備などを効果的・集中的に行い、国内外の旅行需要を回復、喚起する。また、地域からの災害記録情報の発信により復興を通じた国内外の交流を進める。

(ii) 人材育成や幅広い関係者による地域プラットフォームの形成等により、自然の景観、豊かな文化・「食」、国立公園や世界遺産などの地域の豊かな観光資源を活用した東北ならではの観光スタイルを構築する。

(iii) 陸中海岸国立公園などの既存の自然公園を再編し三陸復興国立公園（仮称）とし、防災上の配慮を行いつつ被災した公園施設の再整備や長距離海岸トレイルの新規整備を検討する。また、農林水産業と連携したエコツーリズムの推進

など各種事業を行う。

⑦コミュニティを支える生業支援

(i) コミュニティの再生のためには個人事業者や商店等の復興が重要である。例えば、理容・美容業、クリーニング業など、地域に密着した生活衛生関係営業者、建設関係技能者（大工・左官等）、飲食業・小売業等の商店経営者等、地域コミュニティを支える多様な生業を復元し、維持可能となるよう支援する。

⑧二重債務問題等

(i) 政府の「二重債務問題への対応方針」（平成23年6月17日）や与野党における協議を踏まえ、ワンストップ相談窓口と新たな「機構」の連携による債権買取り等の一貫した再生支援、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用支援などの各施策を政府全体として総合的に推進していく。

(ii) 震災に起因する様々な法的紛争の解決に資する情報提供や民事法律扶助の実施により、被災者・被災企業が復興に向けて再スタートを切ることを支援する。

⑨交通・物流、情報通信

(i) 被災地の復興支援のため、まず、道路、港湾、臨海鉄道等の物流インフラの早期復旧を図る。

(ii) 以下により、災害に強い交通・物流網を構築する。

(イ) 被災状況や地形等の地域の特性に応じ、既存施設を有効に活用しつつ、まちづくりや産業の復興と一体となった鉄道の復旧等

(ロ) 基幹産業の復興や背後のまちづくり等を踏まえた港毎の復興プランに基づく港湾の産業・物流機能、減災機能の強化

(ハ) 三陸縦貫道等の緊急整備や太平洋沿岸と東北道を繋ぐ横断軸の強化

(ニ) 交通・物流施設への防災機能の付加

(ホ) 物流システムのありかたについて検討

(ヘ) 類似災害に備えての倉庫、トラック、外航・内航海運等の事業者など民間のノウハウや施設の活用などソフト面を重視した災害ロジスティクス

の構築

(ト) 日本海側との連携も含め東北全体のネットワークも考慮したリダンダンシーの確保

(チ) 供給網（サプライチェーン）全体の可視化による高度な物流システムの

構築

(リ) 信号機の滅灯防止など災害に備えた交通安全施設等の整備 等

(iii) 次世代の発展につながるよう、地方公共団体をはじめ幅広い分野へのクラウドサービスの導入推進など情報通信技術の利活用促進を行う。あわせてこれと一体的に情報通信基盤の復旧、復興等の環境整備を進め、まちづくりと一体となった国民が安心して利用できる災害に強い情報通信ネットワークの構築に向けた取組みを行う。また、被災した郵便局の復旧を進めるとともに、郵政事業の基本的サービスが郵便局で一体的に利用できるネットワークとなることを確保する。

(iv) 被災地域の地方公共団体と住民が円滑にコミュニケーションできる環境の確保や、被災者の生活支援を円滑化するための取組みを促進する。また、復興の進捗状況などのインターネットでの公開や利用しやすい形での政府保有データの提供、内外に向けた正確な情報発信等を進める。

⑩再生可能エネルギーの利用促進とエネルギー効率の向上

(i) 被災地域において、最新型の太陽光発電設備や風力発電設備を設置して行う実証研究を促進する。また、再生可能エネルギーの賦存情報、環境基礎情報の提供等により事業化活動を促進する。

(ii) 被災地域の中核となる避難用施設など防災拠点等に再生可能エネルギーと蓄電池を組み合わせたスマートエネルギーシステムを導入するとともに、エネルギーの利用効率を高めるスマート・コミュニティ、スマート・ビレッジを被災地域に先駆的に導入し、被災地域の電力需給を安定させ、将来のスマートシステムの先行事例として活用する。被災地域への再生可能エネルギーシステムの関連産業の集積を促進する。

⑪環境先進地域の実現

(i) 環境先進地域（エコタウン）を被災地域に実現するため、地域の未利用資源を徹底活用しながら自立・分散型エネルギーシステムを導入し、地域に根ざした自然との共生の知恵も生かしつつ、森・里・海の連環をとり戻すための自然の再生などによる自然共生社会を実現する。また、復旧・復興の過程で発生する大量の廃棄物のリサイクル等を徹底するほか、3R（発生抑制、再使用、再生利用）の具体化を図り、製造業とリサイクル産業をつなぐ先進的な循環型社

会の形成を促進する。

⑫膨大な災害廃棄物の処理の促進

(i) 市町村の災害廃棄物の処理を国が代行できる制度を創設するとともに、衛生管理の徹底等を行うなど、膨大な災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を促進する。また、被災地におけるアスベスト等の有害物質の監視、ばく露防止対策、情報の収集等を実施する。

(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり

①電力安定供給の確保とエネルギー戦略の見直し

(i) 製造業の空洞化、海外企業の日本離れを防ぐため、電力の安定供給を確保する。

このため、今回の原発事故の原因究明とその影響の評価、事故対応の妥当性の検証の徹底と安全確保を図る。加えて、エネルギー戦略の見直しを総合的に推進し、中長期的には、再生可能エネルギー、省エネルギー、化石燃料のクリーン利用分野等の革新的技術開発を推進する。

(ii) 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案」の早期成立を図る。

②再生可能エネルギーの導入促進及び省エネルギー対策等の推進

(i) 住宅用太陽光発電及びBEMS（建物のエネルギー管理システム）の導入を促進するとともに、電力安定供給に資する蓄電池を加速度的に普及させるため、必要な支援措置を実施する。また、自家発電設備・高効率ガス空調設備等の導入を促進する。

また、地域の特性を踏まえ、太陽光発電、風力発電、地熱発電、バイオマス発電、中小水力発電等の導入を促進する。

(ii) 地域冷暖房での活用も視野に入れたコジェネレーションシステムやHEMS（住宅のエネルギー管理システム）、高効率空調、LED照明等の高効率照明等省エネ製品の導入促進及びネット・ゼロエネルギー住宅の普及の加速化、省エネ診断等住宅や工場・ビルの省エネ投資促進を行う。

③世界に開かれた復興

(i) 日本再生に関する外国の理解を増進し、日本ブランドを再構築し、日本製品の信頼性回復・向上を図るため、効果的な情報発信を強化しつつ、「クールジャパン」の推進、海外における風評被害への対策、在外公館等を活用した地方の魅力発信、青少年交流や親日家育成のための交流プログラムの実施等に取り組む。

(ii) 外国の活力を取り込んだ被災地域の復興と日本経済の再生を図るため、引き続き自由貿易体制を推進し、日本企業及び日本製品の平等な競争機会の確保に努めるほか、ODAを活用して製品の安全性・優位性をアピールすることも含め、被災地製品の海外の販路拡大を図る。

また、被災地を始め我が国に対する外国からの投資を促進するとともに、国際的企業の研究開発拠点やアジア本社機能の設置を促進するため、国際的に魅力的な投資環境を整備する。

高度な技術や知識を有する外国人の受入れについてのポイント制活用による出入国管理上の優遇制度の導入や雇用・生活環境の整備、我が国に対する信頼の基盤となる災害時における迅速な情報提供及び円滑な出入国審査のための施策の推進により、我が国の活力となるべき外国人の受入れを促進する。

(iii) 災害の経験や復興の過程で得た知見や教訓を国際公共財として海外と共有するための国際協力を積極的に推進する。このため、災害対応に優れた航空機の国際的活用、グローバルな防災ネットワークの構築に向けたASEAN諸国や太平洋島嶼国との協力、日中韓等の地域防災協力、防災分野の途上国の人材育成等の国際協力を推進する。

また、知見・教訓を国際社会と共有するための調査研究の実施、海外の防災関係専門家を招へいした専門家会合やシンポジウムの開催、「兵庫行動枠組」の後継枠組の策定に向けた2012年のハイレベル国際会議の開催、第3回国連防災世界会議(2015年予定)の誘致等を、国際機関とも連携しつつ、推進する。

国際会議の開催・誘致等国際協力・国際交流事業については、復興状況を見つつ、被災地での実施を検討する。

(iv) 外国人留学生及び外国人研究者に対して適切な災害情報を提供するとともに、研究活動等の支援を行う。

④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進

(i) 被災者の生活再建と被災地の復興に向けた様々な課題に対応し、復興を目指

すには、被災者や地域コミュニティが、その力を最大限発揮できるようにすることが必要である。しかし、全国的な経済活動の停滞等震災の様々な影響が、被災地はもちろん、全国的にも失業や病气などに脆弱な人々を直撃し、「社会的排除」状態に追い込むリスクを急速に高めている。

こうした中で、声を出しにくい人々に配慮し、誰をも排除しない包摂型の社会づくりを行っていくことは、被災地の復興だけでなく、今後の日本社会の発展にもつながるものである。このため、こうした社会的包摂の理念に基づき、アウトリーチの手法や居場所づくりや伴走型の支援、人材育成等の包括的、予防的な支援を行う市町村の取組みを支援する。また、ワンストップ型の相談や寄り添い支援に関する先導的なモデルの構築に取り組む。

(ii) 「新しい公共」の担い手が被災地で取り組む支援拠点の整備、まちづくり支援などに対し、「新しい公共支援事業」等を通じた支援を行うとともに、「新しい公共」推進会議の提案を踏まえた取組みを推進することにより、NPO、国際協力分野のNGO、地元企業、地縁組織等の多様な主体が主導する「新しい公共」による被災地域の復興を促進する。

(iii) 「新しい公共」の重要な担い手として、多様できめ細かな復興支援活動を展開するNPO等の力が最大限に発揮されるよう、寄附税制の周知・活用の促進を図るとともに、特定非営利活動法人の新認定制度の円滑な施行を支援する仕組みを構築する。

⑤今後の災害への備え

(i) 中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」における議論を踏まえ、今後の津波防災対策の検討を引き続き実施するとともに、様々な視点から、防災基本計画を見直す。

(ii) 津波災害に強い地域づくりを推進するにあたっては、今回の大震災からの復興のみならず、将来起こりうる災害からの復興にも役立つよう、全国で活用可能な一般的な制度を創設する。

このため、社会資本整備審議会・交通政策審議会計画部会の緊急提言(平成23年7月6日)を踏まえ、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防衛」による「津波防災まちづくり制度」を、早急に具体化する。

(iii) 東海・東南海・南海地震による被害像の明確化及び被害軽減のための対策を

検討する。広域応援体制や膨大な数の避難者対策、帰宅困難者対策など首都直下地震等の対策を検証するとともに、庁舎等が被災した場合の公的機関の業務継続体制の強化を図る。

地震・津波等の観測・監視・予測体制の強化、津波警報の改善をはじめとした防災情報の強化等を実施する。また、政府の危機管理体制の強化等を検討する。

地質や地殻変動等の複合的な調査により地震・津波災害のリスクを評価し、高度な地震・津波予測を実施する。

- (iv) 国土の防災性を高める観点から、「逃げる」という視点も含め、ハード・ソフトの対策を組み合わせ、災害への対応力を高めた国土基盤の整備を行うなど災害に強い国土構造への再構築を図るとともに、そのための広域的な国土政策の検討、見直しを行う。

- (v) 大災害時に、「公助」を担う主体である警察、消防、海上保安庁、自衛隊等による長期間、広範囲かつ大規模な避難活動、救援活動や救急・救出救助活動が迅速に行われるとともに、国民の生命・身体・財産が守られ、経済社会活動が円滑に行われることを確保する。また、最大規模の外力に対するリスク評価、防災拠点（災害に強い施設）・情報伝達体制・警戒避難体制の整備、**社会基盤の防災対策の強化**とルートの多重化、必要な技術開発、災害に強い供給網の構築、企業の事業継続の取組みの促進等を行う。

また、地震発生時の人的・経済的被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震化・省エネ化を推進するとともに、耐震性向上に関する研究開発を推進する。

あわせて災害時に道路網を有効活用し円滑な輸送に資するための情報化等のソフト施策を推進する。

- (vi) 今回の地震・津波災害、原子力災害に対する、警察、消防、海上保安庁、自衛隊や「公助」を担う主体である消防団などの装備や活動等を踏まえ、災害応急対策の能力を強化し、後方支援（メンタルケアや託児支援を含む）を含む災害対処能力を向上させるとともに、防災に専門的知見を有する退職自衛官等の国のスタッフの活用等を通じた地方公共団体との連携の強化、火災・危険物事故・トリアージ（緊急度判定）等に関する調査・研究及び除染や情報収集等の関連研究・技術開発を実施する。

また、警察、消防、海上保安庁、自衛隊は災害時において情報共有等一層の連携の強化を図る。さらに、災害応急対策を実施する際に必要となる機能を有

した船舶等のあり方等について調査を行う。

- (vii) 東日本大震災から得られた多くの防災対策に関する課題への対応能力向上を図るため、様々な被害への応急対応や複数の地方公共団体にわたる広域的な対応等を各種の防災訓練に取り入れる。また、国と地方公共団体の連携強化を図るため、自衛隊等の関係機関が防災訓練に積極的に参加する。さらに、後方支援の拠点を含む地方公共団体の区域を超えた広域応援体制の維持・強化や迅速な災害復旧等に向けた事前準備を含む地域防災計画の充実を働きかける。

- (viii) 防災・減災の分野での国際貢献の観点から、我が国を含む、アジア太平洋地域における大規模災害発生時の後方支援の拠点の設置について、必要性、重要性、効率性、既存の体制等を勘案しつつ幅広い角度で検討する。

- (ix) 「逃げる」ことを含めた地域も巻き込んだ防災教育を推進する。各種機関が持つ映像をはじめ様々な資料や証言集等を活用し、ホームページやその他ツールを用いて、津波に関する啓発の充実強化や減災教育のための教材を作成する。

- (x) 津波災害における避難誘導のあり方を再検証し、対策の見直しを進める。また、災害発生時にも治安上の問題が生じないように、治安関係機関の対応能力を強化するとともに、地域社会の絆を強化し、防犯設備の計画的配置や防犯ボランティアの活動支援等により、犯罪の起きにくい地域づくりを進める。

- (xi) 大規模災害の発生時等にも医療を継続して提供できるよう、耐震化の促進等、医療施設等の防災対策を強化する。

上下水道の耐震化及び複数の水道施設の連結等による広域化を推進する。また、災害に強い石油・ガス等の製造供給設備、供給網を整備する。

学校・試験研究機関の耐震化などの防災対策の推進や危機管理機能のバックアップを図る。また、矯正施設等の収容施設における耐震対策や防災対策を推進し、倒壊等に伴う逃走等への国民の不安を解消する。また、災害時に地方公共団体等を支援する観点から、国の庁舎等について、耐震化をはじめとする防災機能の強化を図る。

- (xii) 災害を想定したサプライチェーン対策として、食品関連事業者の事業継続計画（BCP）の策定などを通じ、食品、配合飼料の安定供給体制を整備する。

- (xiii) 今回の大震災による災害廃棄物処理の教訓や経験を踏まえ、災害の規模に応じた震災廃棄物対策指針等の作成、浄化槽の整備を進めるなど、災害に強い廃棄物処理体制を構築する。
- (xiv) 災害発生後の迅速な被害把握や防災関係機関の情報を一元的に集約し横断的な情報共有を図るため、総合防災情報システムの機能拡充とその情報通信網である衛星通信ネットワークの機能強化を図る。
- (xv) 防災・復旧の観点からの地理空間情報の利活用や災害時の被害状況の把握等について衛星システムの活用を含めて検討する。
- (xvi) 「情報セキュリティ 2011」(平成 23 年 7 月 8 日情報セキュリティ政策会議)に基づき、すべての国民が情報通信技術を安心して利用できる環境を整備する情報セキュリティの観点から、災害時に強靱な情報システムの構築等、大規模災害時における安全性・信頼性の向上を図る。
- (xvii) 被災地の行政担当者や地域住民、国の現地災害対策本部職員等からの聴き取り等により、発災時の具体的な状況や避難行動、その後の行政等の対応等について把握し、今後の取組みに生かす。
- (xviii) 被災者の生活再建に当たり、避難所から仮設住宅、恒久住宅といった住まいの確保、支援金・義援金の支給等の金銭的支援に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア、自殺・孤独死の予防等各個人・世帯の生活全般にわたる生活再建をきめ細かく支援していくための具体的な取組方策について検討する。
- (xix) 災害の発生地域、発生規模、発生時期等に応じて、避難所において良好な生活環境を確保するための指針となる考え方や支援のあり方を検討する。

⑥震災に関する学術調査、災害の記録と伝承

- (i) 今後の防災対策に資するため、今回の大震災に関し、国際共同研究を含め、詳細な調査研究を行う。その際、地震・津波の発生メカニズムの分析・解明やこれまでの防災対策の再検証やリスクコミュニケーションのあり方の検証等も行う。また、各機関の調査研究が有機的に連携し、総合的な調査となるよう配慮する。

- (ii) 上記の調査研究の結果も踏まえつつ、地震・津波災害、原子力災害の記録・教訓の収集・保存・公開体制の整備を図る。その際、被災地域における公文書等の保全・保存を図るとともに、国内外で過去発生した地震・津波の教訓も共有する。情報通信技術を活用しつつ、これらの記録・教訓のみでなく、地域情報、書籍など関係する資料・映像等のデジタル化を促進する。また、今回の震災における消防機関等の活動記録を集積し、その分析・検証を行う。こうした記録等について、国内外を問わず、誰もがアクセス可能な一元的に保存・活用できる仕組みを構築し、広く国内外に情報を発信する。

なお、津波の影響を受けた自然環境の現況調査と、経年変化状況のモニタリングを行う。

- (iii) 地元発意による鎮魂と復興の象徴となる森や丘や施設の整備を検討する。その際、阪神・淡路大震災の際の取組みも参考とする。

6 原子力災害からの復興

国は、地方公共団体と調整を行い、できるだけ速やかに、原子力災害からの復興のための協議の場を立ち上げ、地域再生、損害賠償措置を始め復興に向けた十分な対策を講じるため、法的措置を含めた検討を行い、早急に結論を得る。また、下記の事項については、その迅速な対応を図る。

(1) 応急対策、復旧対策

国は、原子力災害の応急対策、復旧対策、復興について責任を持って対応する。復興に向けた大前提として、国が責任を持って、原子炉を冷温停止状態に持ち込むとともに、大気や土壌、海水への放射性物質の放出を防ぐなど、一刻も早く原発事故を収束する。また、原子炉施設の安定性の評価、詳細モニタリングの実施などの結果を踏まえつつ、地方公共団体と連携を取りながら、区域解除の具体的検討・実施を行う。

①応急対策、各種支援、情報提供等

- (i) 我が国に対する内外の信託を回復させるような取組みを推進する(例えば、正確な情報提供・共有体制の強化や、原発事故の収束、安全基準の設定、除染技術等の利用等に関する国際原子力機関 (IAEA) を含む国内外の世界トッ

ブレベルの専門家の叡智の活用など)。

(ii) 原子力災害時の応急対策拠点施設の体制や、原子力災害に関する国民からの質問・相談等に応じる情報提供体制を強化する。また、事故の収束に向けた研究開発を実施する。

(iii) 被災者や被災地方公共団体への支援、統一的な基準・指標に基づき放射線量等きめ細かで抜け落ちのないモニタリングと迅速でわかりやすい情報提供、科学技術により検証された情報提供等を引き続き着実に実施する。また、これらの取組みにより、風評被害にも対応する。

(iv) ふるさとへの帰還に向けた生活や事業の再建に係る支援を実施する。

なお、ふるさとへの帰還の際には、市町村において災害発生以前から国や県とともに取り組んでいた事業が円滑に再開できるよう、国や県において必要な対応を行う。

②安全対策・健康管理対策等

(i) 食品中の放射性物質に係る安全対策について、中長期的な観点を踏まえ、規制値の再検討を行うとともに、各自治体が行う検査の支援、長期的なフォローアップなどのための体制整備を行う。

(ii) 子どもたちが受ける被ばく線量(内部被ばくを含む)を低減させる取組みを引き続き着実に実施する。

(iii) 放射線の影響に関する長期的健康管理や最先端の研究・医療を行う施設等を福島県に整備し、子どもをはじめとする住民の継続的な健康管理を実施する。

(iv) 農畜産物の安全を確保するため、肥料・飼料等の適切な管理の徹底、畜産農家・耕種農家に対する情報提供や技術指導などその対策に万全を期す。

(v) 原子力発電所の労働者の健康診断を徹底するとともに、被ばく線量等をデータベース化するなど長期的な健康管理を行う。また、放射線の健康への影響に関する把握・評価を着実に実施する。

③賠償・行政サービスの維持等

(i) 「原子力損害賠償支援機構法案」及び「平成 23 年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案」の速やかな施行を図り、避難住民や、農林水産業者、中小企業者等、厳しい状況に置かれている被害者に対して、迅速、公平かつ適切な賠償や仮払いを進める。また、事業再建を行う事業者や、風評被害に苦しみ事業者の雇用の維持を支援する。

(ii) 避難区域の設定により、市町村の区域外への避難を余儀なくされた住民に対する行政サービス機能や地域の絆を維持するための措置を講ずる。

具体的には、これらの住民に対する行政サービスのうち、避難元の地方公共団体において提供することが困難なものを、避難先の地方公共団体が提供することとすることができる特例や、住所を移転した住民と避難元の地方公共団体との関係を維持するための措置(情報提供、交流事業、住所移転者協議会等)を制度化する。

(iii) 原子力災害の被災者の要望に最大限応えるため、福島第一原子力発電所周辺における行方不明者の捜索や警戒警備を継続的に推進できる体制を確保する。

④放射性物質の除去等

(i) 放射線に関する住民の不安の高まりに対応するため、放射線やその除染、子どもにも十分に配慮した放射線による健康への影響等に関する情報提供や、住民とのコミュニケーション活動を継続的に実施する。

(ii) 放射性物質による大気・水・土壌・森林等の汚染を除去する必要があることから、環境修復技術の早期確立等を目指す。このため、大学、研究機関、民間企業等の協力の下、福島県に国内外の叡智を結集する開かれた研究拠点を形成する。また、国の責任において、除染に関する考え方や手法を早期に確立するとともに、地方公共団体の協力を得つつ、現場レベルでの実証や汚染土壌等の除染、下水汚泥等の適切な処理及び災害廃棄物の最終処分に必要な措置を講じる。

(2) 復興対策

①医療産業の拠点整備

(i) 特区制度の活用等を通じ、福島県に医療産業を集積し、世界をリードする医薬品・医療機器・医療ロボットの研究開発、製造拠点とする。

- (ii) 産学官連携で世界最先端の医薬品・医療機器の研究開発を実施するとともに、先端的な医療機関を整備する。

②再生可能エネルギーの拠点整備

- (i) 再生可能エネルギーに関わる開かれた世界最先端の研究拠点の福島県における整備、再生可能エネルギー関連の産業集積を促進する。

(3) 政府系研究機関の関連部門等の福島県への設置等の促進

- (i) 復旧・復興を進めていく観点から、政府系研究機関の関連部門等の福島県への設置等を促進する。

7 復興支援の体制等

(1) 復興対策本部・現地対策本部の役割

- (i) 7(2)に掲げる「復興庁(仮称)」が発足するまでの間は、「東日本大震災復興対策本部」が、復興施策に関する基本的な方針の企画・立案・総合調整、関係行政機関が講ずる復興施策の実施の推進・総合調整等を行うものとする。同本部の活動を支えるため、同本部の事務局に、所要の体制を整備する。
- (ii) 「東日本大震災復興対策本部」の「現地対策本部」は、被災者、被災した地方公共団体から見て、ワンストップの対応が可能な国の一元窓口として機能するものとする。また、「現地対策本部」は、「東日本大震災復興対策本部」が担う総合調整事務の一部を分掌し、総合調整を行うべき諸課題は、可能な限り現地で迅速に総合調整を行うものとする。
- (iii) 「東日本大震災復興対策本部」及び「現地対策本部」の事務局に、復興過程における男女共同参画を推進する体制を設けるものとする。
- (iv) 各府省は、被災地域における各府省の出先機関が、被災者や被災した地方公共団体からの要望等に対して、現地で迅速に判断・対応することができるよう、復興施策の実施に必要な事務・権限について、本省から出先機関への委任等を行う。

行う。

(2) 復興庁(仮称)の検討

- (i) 東日本大震災復興基本法に基づき、東日本大震災からの復興に関する国の施策に関し、既存省庁の枠組みを超えて地方公共団体のニーズにワンストップで対応できるようにするなどのため、復興庁(仮称)を設置することとし、その全体像について年内に成案を得るとともに、その後速やかに、設置法案を国会に提出する。
- (ii) 東日本大震災復興対策本部は、復興庁(仮称)の発足時に廃止し、同本部及びこれに置かれる組織の機能は、復興庁(仮称)及びこれに置かれる組織に引き継がれるものとする。
- (iii) 復興庁(仮称)についての検討を集中的に行うための体制として、復興庁準備室(仮称)を速やかに立ち上げる。

(3) フォローアップ等

- (i) 東日本大震災復興対策本部は、毎年度、本方針の実施状況のフォローアップを行い、その結果を公表する。また、その公表結果について、被災者及び被災した地方公共団体の意見を聴取する。
- (ii) 東日本大震災復興対策本部は、各府省の協力を得て、復興に関する国の予算を把握し、被災者及び被災した地方公共団体が一覧することができるよう公表する。
- (iii) 本方針は、復興施策の進捗状況、原子力災害の復旧の状況、東日本大震災復興構想会議における今後の議論、被災した地方公共団体の要望等を踏まえ、集中復興期間終了前に必要な見直しを行う。